

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

- 国土調査の成果の認証 (地域振興課) 一
- 家畜伝染病の発生 (家畜防疫対策室) 一
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧(二件) (農村整備課) 一
- 県営土地改良事業の換地処分 (同) 二
- 保安林の指定の予定 (森林整備課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (産業人材対策課) 二
- 教育委員会定例会の開催 教育委員会 五
- 監査委員 監査委員 五
- 定期監査結果に対する措置の公表 五

告 示

○宮城県告示第十四号
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称
白石市

二 調査を行った時期

平成三十年度から令和二年度まで

三 成果の名称

白石市の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

白石市字兎作、同字北町裏、同字沢目、同字中河原、同字東小路、同字本町、同字柳町、同大川

町、同城北町、同西益岡町、同大手町、同益岡町、同沢端町、同八幡町、同南町一丁目、同城南一

丁目、同福岡蔵本字下り川一番、同字堂形、同字屋敷前、同字六本松一番

五 認証年月日

令和四年一月五日

○宮城県告示第十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

豚熱

二 家畜の種類

豚

三 患者及び疑似患者の区分並びにその頭数

患者 三頭

疑似患者 一万三百八十六頭

四 発生の場所又は区域

柴田郡大河原町及び白石市

五 発年年月日

令和三年十二月十二日

六 患者及び疑似患者の取扱い

法令殺

○宮城県告示第十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業牡鹿地区谷川浜工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年一月十七日から令和四年二月十五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市牡鹿総合支所

○宮城県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業牡鹿地区大谷川浜工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができ、また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

令和四年一月十七日から令和四年二月十五日まで

三 縦覧場所

石巻市役所及び石巻市牡鹿総合支所

○宮城県告示第十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

高屋・鳥屋崎地区

二 処分の年月日

令和三年十二月二十二日

○宮城県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林子定森林の所在場所

気仙沼市本吉町平櫛十八の三（次の図に示す部分に限る。）、漆原四三の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐その他特別の伐採に係るものは、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和四年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 令和四年度離職者等再就職訓練事業（長期高度人材育成コース）「保育士養成業務（Kコース）」 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から令和七年一月十五日まで

4 履行場所 受注者施設内

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 児童福祉法第十八條の六第一号に基づく指定保育士養成施設であること。

9 すでに開講している保育士資格を取得可能な課程の過去二年間の実績が、就職率八十%以上であること。

10 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三三五）へ令和四年一月二十一日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続

きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県経済商工観光部産業人材対策課人材育成第一班(担当 阿部 史華 電話〇二二一二二

一―二七六二)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和四年一月二十一日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年一月二十一日(金)午前九時から令和四年一月二十五日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和四年一月二十五日(火)午後五時までの間に必要書類を作成の上、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 令和四年一月二十七日(木)午前九時から令和四年一月二十八日(金)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

イ 日時 令和四年一月二十八日(金)午後五時
ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時まで到達するよう提出する(と。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

二 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

令和四年一月三十一日(月)午前十時 宮城県行政庁舎十四階 産業人材対策課内
入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 令和三年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(令和三年宮城県規則第百十一号)第二条の規定により免除とする。

3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書には訓練実施経費の一人当たりの月額単価を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

月額単価を設定する場合にあたっては、訓練に必要な経費を積み上げた月額単価と一般の訓練コースの授業料等を比較する等、一般の訓練コースにおける授業料等も勘案した上で、合理的な額を設定すること。

6 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Services to be Procured : Reemployment training for irregularly employed workers etc. (long term course for training highly skilled workers) "Childcare Worker Training Program (K-Course)" (1 set)

<p>2 Period of Implementation : From day of contract settlement to January 15, 2025</p> <p>3 Place of Implementation : Contractor's facilities</p> <p>4 Deadline and Place of Bid Submission : January 28, 2022, 5 : 00 p.m. Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Building 14th Floor</p> <p>5 Time and Place of Bid execution : January 31, 2022, 10 : 00 am. Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government Building 14th Floor</p> <p>6 Contact Information : Fumika Abe, Human Resources Development Section 1, Human Resources Policy Division, Commerce, Industry and Tourism Department, Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8423 Japan Tel: 022-211-2762</p> <p>7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only</p>	<p>者に対して行います。</p> <p>2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。六問い合わせ先 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二-二二二-二二二二）</p>
<p style="text-align: center;">教育委員会</p>	<p style="text-align: center;">監査委員</p>
<p>○宮城県教育委員会告示第一号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。 令和四年一月十四日 宮城県教育委員会 教育長 伊 東 昭 代</p> <p>一 日時 令和四年一月十七日 午後一時三十分</p> <p>二 場所 第一会議室</p> <p>三 事 件 第一号議案 教育財産管理規則の一部改正について 第二号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について</p> <p>四 傍聴者の定員 十二人</p> <p>五 傍聴手続 1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望</p>	<p>1 監査委員の報告日 令和3年8月30日</p> <p>2 通知のあった日 令和3年11月5日</p> <p>3 監査委員の報告内容及び措置の内容 (1) 公営事業課及び水道経営課 イ 水道用水供給事業 (イ) 監査委員の報告の内容 営業収益（水道料金）において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。 (内容) 仙南・仙塩広域水道事業の水道料金において、適用すべき単価を誤って算定したものの。 (ロ) 措置の内容 (処理状況)</p>

令和3年3月31日付けで不徴収額の258,271円の調定を行い、同日納入通知書を送付し、令和3年5月14日に納入されたことを確認した。

(対応策)

5年に1度の料金改定直後の調定においては、算定対象に旧単価期間と新単価期間が含まれ過誤が生じる要因となることから、引継書に注意事項として明記し、班内で確認・情報共有することとした。

また、収入業務チェックリストに単価の確認を新たな項目として追加し、内部統制を強化することとした。

加えて、毎月の料金算定時においても、市町村ごとの水道料金合計額と市町村合算水量の水道料金とを突合し、算定に誤りがないか確認を行うこととした。

ロ 工業用水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業収益(水道料金)において、調定誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩工業用水道事業の水道料金において、契約水量の変更契約を締結したにも関わらず、変更前の契約水量により算定したものの。

(ロ) 措置の内容

(処理状況)

令和2年11月12日付けで不徴収額の363,528円の調定を行い、同日納入通知書を手交し、令和2年11月24日に納入されたことを確認した。

(対応策)

契約水量の変更があった場合は工業用水道事業給水一覧表の修正を直ちに行い、複数の職員により確認することとした。

また、調定時には、工業用水道事業給水一覧表と各事務所が作成する定期報告書を突合し、算定額に誤りがないか確認することとしたほか、事務の流れや確認を要する項目を再確認し、実効性のあるチェック体制の構築を図った。

ハ 流域下水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業費用(委託料)において、支出額の誤りが認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業、鳴瀬川流域下水道事業及び吉田川流域下水道事業の指定管理委託において、指定管理料減額の変更協定を締結したにも関わらず、減額前の請求書により支出したものの。

(ロ) 措置の内容

(処理状況)

令和3年4月21日付けで過払額33440,000円の返納処理を行い、同日返納通知書を送付し、令和3年4月28日に納入されたことを確認した。

(対応策)

年度末に行った減額変更協定について、人事異動に伴う事務引継ぎが不十分であったことが主たる発生要因であることから、令和3年1月に行政経営推進課が策定した「事務引継ぎルール」を徹底するとともに、人事異動前及び人事異動後に班員全員で引継内容を確認・共有する。

また、変更協定締結同様に負担行為変更についてのチェック欄を設け、複数で確認することによりシステムへの入力漏れの防止を図る。

(2) 中南部下水道事務所

イ 仙塩流域下水道事業

(イ) 監査委員の報告の内容

営業収益(管理運営負担金)において、徴収誤りによる還付金の発生が認められたので、今後再発しないように内部統制も含めた対策を講じられたい。

(内容)

仙塩流域下水道事業の管理運営負担金において、誤った流入汚水量を基に負担金を算定し、過大に負担金を徴収したため、還付金が発生したものの。

(ロ) 措置の内容

(経緯)

指定管理者から毎月報告されている「月間業務報告書」のうち、管理運営負担金の算出基礎となる「流入汚水量報告」において、一部に計数誤りがあったことにより過大請求となったものの。

(処理状況)

指定管理者から誤報告に至った順末の報告を受けるとともに、正しい計数により管理運営負担金を再算定し、当該市町に経緯や還付について説明を行い、令和2年10月21日に還付し

た。

(対応策)

「流入汚水量報告」の数値について、前年度実績など過去の流入汚水量との比較により異常値の有無をチェックし、疑義がある場合には指定管理者に確認することにより再発防止を図る。